



郡山市 ニコニコ子ども・子育てプラン

【概要板】



郡山市

1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

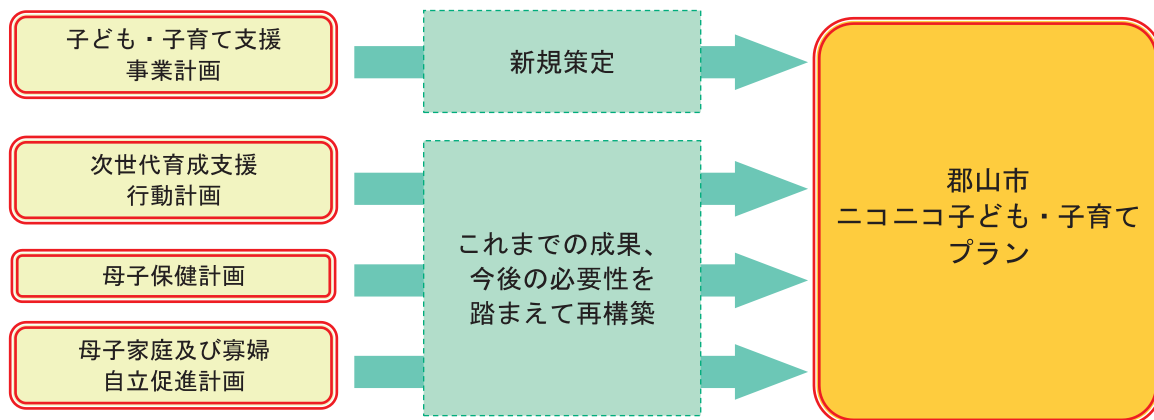
本市においては、これまで進めてきた子育て支援計画である「郡山市エンゼルプラン」の後継計画として、「郡山市第二次エンゼルプラン」（前期計画5年、後期計画5年）を策定し、子ども及び子育て家庭の支援に努めてきましたが、これまで長期的な課題となっている地域経済の低迷をはじめ、共働き家庭の増加による子どもの受け皿となる保育所の不足、児童虐待の発生などに加え、東日本大震災による子どもの生活環境の変化による子どもやその保護者、家族の心身への影響など、課題が上積みされる状況となっています。

このような状況の中、平成24年に「子ども・子育て支援法」が成立し、本市においては、サービスの供給を重視するとともに、これまで進めてきた各種事業、社会情勢の変化による事業のあり方、新規事業等の検討を含めて、地域に根差した子育て支援対策を一体的に推進するための「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定することとしました。

これにより、郡山市で生まれ育つ一人ひとりの子どもが、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちの実現を目指します。

2 本計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項において策定が義務づけられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、さらに、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」及び「母子家庭及び寡婦自立促進計画」を含みます。



3 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の対象

本計画は、全ての子どもとその家族、妊婦及び妊娠を希望する人、それらを支援する個人、団体、事業主及び行政等を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは特別な説明がない限り、0歳児から小学6年生までを指すものとします。

2 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、以下のとおり、基本理念を掲げます。

子どもたちの笑顔があふれるまち こおりやま

子どもは社会の一員として尊重され、良い環境の中で生まれ、成長する存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、自主性と社会性を身につけ主体的に社会の担い手として成長出来るよう、地域全体で取り組むべき最重要課題の1つです。

全ての子どもと子育て家庭に対し、可能な限り支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り「子どもの最善の利益」が実現される郡山市を目指します。

2 基本目標

(1) 子どもが笑顔になれるまち

人は、生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境と関わりあいながら生活に必要な能力を身につけていきます。

子どもの発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもが健やかに成長できる取組を進めます。

(2) 保護者が笑顔になれるまち

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境や支援体制を整えます。

(3) 社会全体が「子育てにかかわる」まちづくり

社会全体が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現します。

3 施策体系

重点施策

- 1 幼稚園・保育所等の保育料の無料化・軽減
- 2 待機児童の解消
- 3 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア
- 4 子どもたちの体力向上
- 5 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

施策領域 1 子育て支援

子育て支援のための施設の整備や人材の育成・確保、地域社会全体で子育てを支援するための人材・団体等の確保、子育ての経済的負担を軽減するための支援・助成制度の拡充など、あらゆる面からの支援体制整備に向けた各種施策を推進します。

基本施策 1 教育・保育事業の充実…保育所等を整備し、待機児童の解消を図ります。

- (1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策
- (2) 教育・保育の一体的提供の推進
- (3) 教育・保育施設の質の向上
- (4) 多様な教育・保育事業の充実
- (5) 認可外保育施設の運営等に対する助成

基本施策 2 放課後児童対策の充実…小学校入学後の預かりニーズにも応えます。

- (1) 放課後児童クラブの整備・充実
- (2) 地域子ども教室の運営
- (3) 児童センターの運営

基本施策 3 地域における子育ての支援…すべての子育て家庭を支援します。

- (1) 地域子育て支援センターの充実
- (2) 子育て支援団体等との連携
- (3) 子育てボランティア・サークルの育成・支援
- (4) 幼稚園・保育所等における地域活動への参加促進

基本施策 4 子育て家庭への経済的支援…子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

- (1) 子育てを支援する手当の充実
- (2) こども医療費助成制度の実施
- (3) 幼稚園・保育所等の保育料の負担軽減

施策領域 2 健康

妊娠・出産・子育ての切れ目のない心身両面に渡る医療・保健の支援を、関係者・関係機関と協力し推進します。また、東日本大震災とそれに起因する原発事故の影響から子どもたちを見守り続けます。

基本施策 1 安心・安全な妊娠・出産への支援…安心して出産できるように支援します。

- (1) 妊産婦に対する相談や指導の充実
- (2) 不妊の悩みへの支援

基本施策 2 子どもや母親の健康の確保…母子共に健やかに生活できる環境を整えます。

- (1) 子どもの健康の確保
- (2) 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア
- (3) 子育ての悩みや不安の予防・解消を図る支援の充実
- (4) 家庭内における事故防止

基本施策 3 思春期保健対策の充実…思春期の心と身体の問題に対する相談支援体制を充実させます。

- (1) 心と体の健康づくりに向けた正しい知識の普及
- (2) 心の問題に関する相談及び体験活動の機会の提供

基本施策 4 食育の推進…健康に成長するために必要な食に関する知識を普及します。

- (1) 食に関する学習機会や情報提供への取組
- (2) 学校及び保育所給食等への郡山産農産物の利用促進

基本施策 5 小児医療の充実…小児医療の充実・確保に取り組みます。

- (1) 小児救急医療体制の確保
- (2) 医療・療育への支援

施策領域3 子どもに関する専門的な支援の充実（要保護児童支援）

専門的な支援を要する子どもに対して、関係機関と連携しそれぞれの状況を把握し、必要な支援を行います。

基本施策1 虐待防止対策の充実…子どもたちを虐待から守ります。

- (1) 虐待の発生予防と早期発見
- (2) 関係機関との連携

基本施策2 ひとり親家庭の自立支援の推進…ひとり親家庭の子育てを支援します。

- (1) 子育て支援・生活の場の支援
- (2) 就労支援
- (3) 経済的支援

基本施策3 障がい児施策の充実…障がいの特性に応じ、一貫した支援体制を整えます。

- (1) 障がい児の地域における相談支援体制
- (2) 保育サービス等の実施
- (3) 障がいの早期発見・早期療育
- (4) 経済的支援

施策領域4 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備（仕事と生活の調和）

子育てをしやすい環境を整備するために、仕事と家庭の両立を目指す取組を推進します。

基本施策1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境の整備…多面的な各種施策を推進します。

- (1) 労働者・事業主・地域住民への啓発・促進
- (2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実

基本施策2 雇用環境の整備…子どもを産み育てやすい雇用環境を整えます。

- (1) 雇用の促進
- (2) 職業意識・能力習得の推進

基本施策3 男女共同参画社会の推進…家庭や企業における男女共同参画意識の醸成を図ります。

- (1) 男女共同参画の意識づくりと推進
- (2) 人権尊重意識に立った暴力の根絶

施策領域5 子育て支援関連施策（教育・生活環境分野）

子どもたちが健やかに成長するために、学校における教育、地域住民との交流を通じた体験活動等を充実させます。また、ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境を整備し、安全に過ごすことのできるまちづくりを進めます。

基本施策1 学校教育の充実…すべての子どもが思う存分学べる教育環境を整備します。

- (1) 特色ある学校づくりと教育活動の推進
- (2) 教育施設と設備の充実
- (3) 幼・保・小連携の推進
- (4) 特別支援教育の充実

基本施策2 青少年の健全育成と家庭教育の充実…子どもたちが、社会の担い手として成長できる取組を進めます。

- (1) 家庭教育に関する学習機会や交流の場の提供
- (2) 青少年活動支援と環境づくり
- (3) 地域活動・体験活動の充実

基本施策3 居住環境の整備…子育てしやすい居住環境を整えます。

- (1) 子育て世帯の居住環境の向上
- (2) 居住環境の衛生確保

基本施策4 都市環境の整備…ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインの考え方に配慮し、整備を進めます。

- (1) ユニバーサルデザインに配慮した都市環境の整備
- (2) 心のユニバーサルデザイン

基本施策5 子どもの安全・安心の確保…子どもたちを事故、犯罪及び災害から守ります。

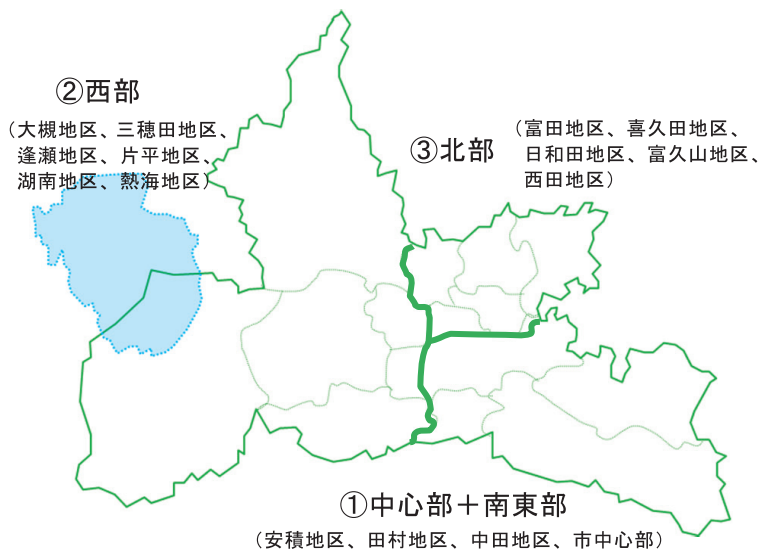
- (1) 交通安全教育・環境の充実
- (2) 子どもの犯罪被害や有害環境対策、問題行動への取組
- (3) 防災教育、施設の防災対策の推進

4 子ども・子育て支援法における市町村事業計画

1 郡山市の教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子育てをする保護者が身近な場所で施設やサービスを利用できるように「教育・保育提供区域」を定め、区域ごとにニーズ量の見込みや提供体制の確保を事業計画に記載することとしています。本市では、3つの区域を設定します。

なお、利用者は居住区域に関わらずどの施設やサービスでも利用することができます。



※この概要版では、市全域のニーズ量と供給量のみを掲載しておりますが、計画本体には区域ごとのニーズ量と供給量を掲載しております。

2 幼稚園・保育所等の整備

小学校就学前のお子さんに対する教育・保育サービスを提供する施設を整備します。

1号認定…お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定…お子さんが満3歳以上で、保育を必要とし、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定…お子さんが満3歳未満で、保育を必要とし、保育所等での保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	量の見込み(人)	1,793	1,809	1,833	1,845	1,807
	確保方策(人)	4,750	4,340	1,850	1,860	1,820
2号認定(幼稚園希望)	量の見込み(人)	3,093	3,121	3,165	3,186	3,118
	確保方策(人)	150	600	3,180	3,190	3,130
2号認定(保育のみ)	量の見込み(人)	2,605	2,630	2,666	2,683	2,628
	確保方策(人)	2,620	2,640	2,690	2,710	2,680
3号認定(0歳)	量の見込み(人)	456	446	439	439	422
	確保方策(人)	457	447	439	440	424
3号認定(1・2歳)	量の見込み(人)	2,810	2,750	2,697	2,706	2,602
	確保方策(人)	2,823	2,765	2,711	2,720	2,616

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援します。また、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を充実させます。

時間外保育事業

保育所等において、通常の保育時間を延長して利用することができる事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	1,804	1,794	1,788	1,778	1,744
確保方策(人)	1,820	1,800	1,800	1,790	1,760

ファミリー・サポート・センター事業

お子さんを預かってほしい方(おねがい会員)と、お子さんを預かることができる方(まかせて会員)がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら育児について助け合う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日)	4,218	4,152	4,096	4,032	3,977
確保方策(人日)	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300

一時預かり事業(幼稚園における在園児対象型)

幼稚園に通い、保育も必要とする子どもが幼稚園の通常教育時間終了後、必要な保育を受ける事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日)	217,291	219,402	222,280	223,760	219,144
確保方策(人日)	217,310	219,410	222,290	223,780	219,170

一時預かり事業(家庭において保育されているお子さんなど)

保護者の私用等により、地域子育て支援センターや保育所において一時的な保育を利用できる事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日)	17,031	16,931	16,880	16,787	16,458
確保方策(人日)	17,040	16,950	16,900	16,800	16,480

病児・病後児保育事業

病気あるいは病気の回復期にある子どもが、病院等に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育を受けられる事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日)	1,658	1,648	1,642	1,634	1,602
確保方策(人日)	1,851	1,851	1,851	1,851	1,851

放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に過ごす場所を整備する事業です。現在の小学1～3年生に加え、4～6年生の受入れも推進します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	2,454	2,405	2,347	2,300	2,316
確保方策(人)	2,205	2,220	2,226	2,243	2,316

地域子育て支援拠点事業

親同士、子ども同士が交流し、相談や情報収集できる地域子育て支援センターの機能を充実します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人日)	42,370	41,504	40,704	39,977	39,226
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(か所)	5	5	5	5	5
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象人数（人）	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
	受診回数（回）	30,816	30,252	29,736	29,184	28,620
確保方策	実施場所：全国医療機関 実施体制：妊娠届提出時に「母と子の健康のしおり」（妊婦健康診査受診票）を交付 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目 実施時期：妊娠 23 週まで→4 週ごとに 1 回 妊娠 24 週～35 週→2 週ごとに 1 回 妊娠 36 週～→1 週ごとに 1 回					

乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	対象人数（人）	2,568	2,521	2,478	2,432	2,385
	訪問件数（件）	2,311	2,269	2,230	2,189	2,147
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課母子保健係					

産後ヘルパー派遣事業

産後間もない、育児不安や孤立を感じやすい時期の養育支援として、育児ヘルパーを派遣し、育児や家事の援助を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	派遣人数（人回）	121	119	117	107	105
確保方策	実施体制：利用者の申込により、ヘルパーを派遣 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター 委託団体等：社会福祉法人 郡山市社会福祉協議会					

育児家庭訪問事業

未熟児や多胎児等に関する育児指導や養育者の身体的・精神的不調に対する相談・指導、若年の養育者に対する育児相談・指導等を行う事業です。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	派遣人数（人回）	73	73	73	72	71
確保方策	実施体制：登録した助産師・看護師・保健師を派遣、又は担当職員による訪問 実施機関：こども部こども支援課こども家庭相談センター					

5 計画の推進

1 実施計画の策定及び点検・評価

施策展開のための具体的な事業内容と事業計画を明確にし、事業ごとの点検・評価を毎年度実施します。

2 情報の提供

市民にとって分かりやすく、できるだけ容易な手段で情報提供を行います。

3 協働の推進

家族、地域、企業、関係機関、行政等それぞれが持つ役割や機能を生かし、協働により計画を推進します。

4 すこやか子育て基金の活用

「郡山市復興応援すこやか子育て寄附金」を広く周知し、子育て支援施策の拡充に取り組みます。

郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン【概要版】 平成 27 年（2015 年）3 月発行

発行：郡山市 編集：こども部こども未来課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 電話：024(924)3801 / F A X：024(924)3802

e-mail：kodomomirai@city/koriyama/fukushima.jp 市ウェブサイト：http://www.city.koriyama.fukushima.jp

